

議 長 日程第11「議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）第1条、令和3年度松田町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入の補正）第2条、令和3年度松田町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順で述べます。収入、第1款、水道事業収益、1億2,996万7,000円、0円、1億2,996万7,000円。第1項、営業収益、1億536万1,000円、マイナス1,165万円、計9,371万1,000円。第2項、営業外収益、2,460万5,000円、1,165万円、計3,625万5,000円。

令和3年8月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。（「簡単でいいよ。説明。」の声あり）

環境上下水道課長 はい。議案第34号令和3年度松田町上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算の趣旨でございます。新型コロナウイルスの感染者が急激に増え続けており、8月2日には緊急事態宣言が発令され、日常生活に大きな影響をもたらしております。これによりテレワークなどの在宅勤務や外出の自粛で、家で過ごす時間が増え、また感染症に伴う手洗いやうがいによる水道使用料の増加など、生活費の負担が増大することが見込まれます。このような中、7月26日に自治会長連絡協議会長から要望書を収受しました。これらを踏まえ、夏の暑い時期に経済的理由で過度な節水や節電による熱中症などの健康被害を引き起こさないよう、生活支援のために家庭用水道使用者の4か月分につき、水道料金の基本料金分の減免について補正するものでございます。

それでは、細部説明をいたします。2ページをお願いします。令和3年度松田町上水道事業会計補正予算実施計画（第1号）、収入でございます。款1、

水道事業収益、項1、目1、給水収益につきまして1,165万円を減額し、目2、雑収益を1,165万円増額しておりますので、総額は変更ございません。

続きまして、4、5ページをお願いいたします。予算実施計画内訳（第1号）の収益的収入及び支出を説明いたします。収入でございます。款1、水道事業収益、節の水道使用料につきましては、令和3年8月から11月までの4か月間、家事用として家庭生活のための使用している方の基本料金1,165万円を減額します。その減額分を節14、その他雑収益に一般会計より新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金を原資としまして1,165万円を上水道基本料金減免事業補助金として受け入れ、水道使用料に充てるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 審議の途中ですが、本日予定しました議事日程の審議が終了するまで時間延長したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。

6 番 井 上 もう一度説明を。まだ3時なんですけれども、どういうことですか。

議 長 これから委員会等ありますので、最悪の場合は時間延長をしたいと思いますので、皆さんに事前に連絡して、頭の中に入れておいていただければと思いますが。（私語あり）それでは、時間延長もあり得るということで、そのように御承知おきください。

それでは、引き続き質疑をお願いいたします。

6 番 井 上 先ほどの一般会計のところですね、説明がありましたが、公営企業法に基づきということで説明がありました。この上水道事業会計は、そういった公営企業法の中で独立採算というふうな形をとっておられます。ここですね、やはり基本的な話として、料金徴収、基本料金の徴収は上水道事業につきましては上水道事業会計が行うということで、それをここですね、免除をされて、マイナスで家事用1,165万円を減額をしているという、そのですね、法律的な根拠または…例えばやり方として、一般会計の中で完結をするということも当然考えられるわけですよ。それをですね、やはり上水道事業会計の中で独立採

算の基本料金を減額するという根拠を教えてくださいたいと思います。

環境上下水道課長　　まず、法律といたしましては、その他特別の理由により必要がある場合には、当該地方公共団体がその財政の状況…ごめんなさい。法のですね、公営企業法の17条の3というところに、他会計からの補助金で対応することができるというものがございます。

あと、一般会計の中でできるかどうかということなんですが、一般会計からもし例えばこの補助金などでそれぞれの人に補助するとなると、去年の定額給付金10万円をお配りしたのと同じような事務が発生することになります。そうなりますと、この今回の補正で上げたこの金額だけでは対応できない。あと事務が非常に増えてしまうということで、今回このような形にしております。

6 番 井 上　　公営企業法の第17条3ですね。そこでですね、やはり上水道事業会計としては、何が特別なのかと。企業会計…公営企業法の中では、そこにあるのはですね、災害の復旧その他というふうにあって、災害の復旧であるから、それはもう、この間の大雨とかですね、台風、地震等、それと災害というのは当然理解ができると思います。この場合にですね、考え方としては、17条3の特別な理由というところをですね、どういうふうに考えているかをお願いいたします。

環境上下水道課長　　今回ですね、このコロナが急速に対象が増えている。こういう緊急事態というのが特別な理由だと捉えております。

6 番 井 上　　だからそれはね、先ほど言ったように一般会計からすれば、感染症対策というところなんですけれども、やはり企業会計としてね、の立場から考えた場合に、感染症対策ということが言えるのかどうかという、その整理がですね、必要だと思うんです。今の説明ですと、ちょっと企業会計側からの判断としては厳しいのではないかなというふうに思いますが、いかがですか。

環境上下水道課長　　緊急事態ということで、特別な理由というのと、あとこういう言い方でよろしいのか分からないんですけど、今、全国で約3割の団体がやっぱりこのコロナの補助金を使って、このように特別…上水の会計へ出して、こういう減免を行っているということがございますので、そういう意味でもこの17条の3で見ることができるということと理解しております。

6 番 井 上 おおむね了解をしました。ただ、もう少しね、整理をした対応で、他団体でという、緊急事態というのとですね、公営企業法と、公営企業会計というのは、ちょっと相入れないかなというふうに思います。それはまた後ほどですね、補正予算特別委員会もありますので、その中でもですね、引き続きお願いをしたいと思います。以上です。終わります。

議 長 ほかにございますか。

10番 齋 藤 水道のこちらの件にちょっと関連のことなんですけど、たしか二、三日前にはですね、これだけちょっと暑い日が続いてますので、また水道を使用する頻度が高まっているのか、小田原千代地区か何かで道路が陥没して水道管が破裂したのか、水柱が10メートルぐらい上がった事故があったと。その報告は入ってますか。それで、その事故の原因が、例えば老朽化とか、そういった問題とか、使用頻度が増えることによって多少また多くなったりと、そういう事故に関わる確率が高くなったりする可能性もございますので、その辺、当町のがちょっと少し心配になるところがあるので、その辺はいかがなものでしょうか。

参事兼まちづくり課長 御質問にお答えします。まず、小田原市の事案でございますが、配水管800ミリですね、の配水管の空気弁という、エア弁といまして、管の中にたまる空気を大気放出する弁がついています。松田町の中でも勾配が変わるような場所には空気がたまりやすいので、空気弁というものがついています。その空気弁の一部がボルトが欠落して、そこから水があふれたということでございます。小田原市さんの場合は、今回の事案においては、その製品そのものをお持ちになっていまして、やはり規模の大きい水道局でございます。そういったものを対応して、その日の夜中の3時ぐらいにはもう既に復旧しておりました。断水も朝までには解消されていたと認識しております。

そういった中で、じゃあ松田町はこういった使用頻度の多くなった中ではどうなのかという。たまたまそのエア弁につきましては、使用頻度は関係ありませんので、単なる老朽化じゃないかと思っています。じゃあ町の場合はどうなのか。エア弁は当然ありますけど、エア弁の点検等も実施しておりますので、そういったものが発生する前に、あるものについては補修をしていくという形

になると思います。以上です。

議

長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。